

## こども未来局債権対策部会設置要綱

### (目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、こども未来局が所管する債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。）について、その督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、履行期限の延長その他の市の債権の管理に関し必要な事務を適正に行い、もって債権対策の効率的かつ効果的な推進を図るため、こども未来局債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各所管債権の債権対策への取組の進捗状況に関すること。
- (2) 各所管債権の収入状況に関すること。
- (3) 各所管債権の債権対策に関する情報の共有
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 部会に部会長、副部会長及び部会員を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (部会長)

第4条 部会長は部会を総理し、部会を代表する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長は部会長をもって充てる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、こども未来局総務部庶務課が行う。

### (委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	職	備考
部会長	こども未来局長	
副部会長	総務部長	
部会員	子育て推進部長	強化債権所管
	こども支援部長	強化債権所管
	子育て推進部保育課長	強化債権所管
	こども支援部こども家庭課長	強化債権所管
	青少年支援室長	
	児童家庭支援・虐待対策室長	
	総務部庶務課長（経理担当課長）	
	その他部会長が指名するもの	